

【表紙】**【提出書類】**

訂正報告書

【根拠条文】

法第27条の25第3項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 森下 国彦

〒107-0051

【住所又は本店所在地】

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

該当事項なし

【提出日】

平成27年10月1日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1名

【提出形態】

その他

【変更報告書提出事由】

該当事項なし

1【発行者に関する事項】

発行者の名称	西松建設株式会社
証券コード	1820
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年9月15日（提出日：平成26年9月19日、変更報告書No.6）
訂正内容	平成26年9月19日に提出をしました変更報告書No.6（報告義務発生日：平成26年9月15日）について、以下の訂正がありましたので訂正報告書を提出致します。 1[提出者（大量保有者）／1] （４）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]：借入の相手方を変更する。

1[提出者（大量保有者）／1]

（４）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

訂正箇所は__ __で表示しました。

（訂正前）

（４）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入 GOLDMAN SACHS INTL から 139,000株。当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。
消費貸借契約 Goldman Sachs 証券 13,000株借入。

（訂正後）

（４）[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入、Deutsche から139,000株。当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。
消費貸借契約 Goldman Sachs 証券 13,000株借入。